

おあしす



上段 学術大会

最左：学術大会の様子 中央（左）：学会賞受賞者講演会 中央（右）：学会賞受賞者高橋悟会員に授与
最右：特別功労賞の授与（故相馬秀廣会員のご家族様へ）

中段 交流会

最左：左から長沼大会運営委員長・豊田会長・安部監事・厚井大会運営委員・真木前会長
最右：東京都市大学吉崎真司先生のご紹介と挨拶

下段 エクスカーション

「酒蔵めぐり：酒都・西条の酒づくりを支える名地下水と酒蔵」をテーマにしたエクスカーション

（写真提供：厚井晶子（広島大学）・田島 淳（東農大）・高橋新平（東農大））

日本沙漠学会 2013 年度 第 24 回学術大会・評議員会・総会記事（総務報告）

◇ 2013 年度学術大会報告

2013 年 5 月 25 日（土）～ 26 日（日）に広島大学生物生産学部・大学院生物圏科学研究科 C 棟（〒739-8528 広島県東広島市鏡山 1-4-4）にて第 24 回学術大会を開催した。

5 月 25 日（土）の学術大会では、研究発表会セッション 1、ポスター発表コアタイム、総会、学会賞授与式、公開シンポジウム、懇親会を実施した。研究発表会では口頭発表 8 題、ポスター発表 8 題の発表があった。また、総会内容について以下に資料を添付した。平田昌弘会員（評議員）を議長に、議題を① 2012 年度事業報告・決算報告・会計監査報告、② 2013 年度事業計画（案）・予算（案）、③ 会則等改定、④ 学会賞の審査報告、⑤ その他、を各々審議し報告した。公開シンポジウムは「地球は沙漠とオアシスの星」をテーマに 5 つの講演後に総合討論を行った。また、夕方からの懇親会では西条の地酒に囲まれ盛大で和やかな懇親会が開催された。また、次期学術大会東京都市大学吉崎真司先生のご紹介と挨拶を頂いた。

また 5 月 26 日（日）は学会賞受賞者記念講演・研究発表会セッション 2・3、エクスカージョン、を各々開催した。学会賞受賞者は高橋悟会員に授与され記念講演会は「アフリカ乾燥地における緑化技術と生産環境整備の研究を振り返る」というテーマで開催した。また、研究発表会セッション 2 では 6 題、セッション 3 では 7 題、エクスカージョンは「酒蔵めぐり：酒都・西条の酒づくりを支える名地下水と酒蔵を見学」というテーマで各々開催した。内容の詳細を学会ホームページのニューズレターに掲載しましたのでご覧ください。

◇ 第 26 回評議員会報告

2013 年 4 月 19 日（金）東京農業大学世田谷キャンパス（7 号館 1 階木工室）にて第 26 回評議員会を開催した。豊田裕道学会長を議長として、総務担当高橋新平理事より① 2012 年度事業報告、財務担当矢沢勇樹理事より② 決算報告、監事渡邊文雄理事より③ 会計監査報告が各々行われ承認された。また、2013 年度事業計画（案）・予算（案）について両理事から説明がなされ承認された。また、学会賞応募受付から審査過程ならびに審査結果に至る経過について吉川賢審査委員会委員長より説明があり、高橋 悟会員に受賞が決定した報告があった。また、同委員長より特別功労賞授与について提案・説明があり、故片倉もとこ会員ならびに故相馬秀廣会員に授与することとした。

◇ 2013 年度日本沙漠学会総会報告・学会賞授与報告・特別功労賞授与報告

総会報告…総会を 5 月 25 日（土）13:00～14:00 広島大学生物生産学部・大学院生物圏科学研究科 C 棟（C206 教室）で開催した。正会員数 37 名、委任状 77 名、合計 114 名で総会が成立し、第 24 学術大会における総会が開催された。総会に先立ち豊田裕道学会長より挨拶があり、その後理事会より推薦された平田昌弘会員を議長に選出し承認の後、議事を進めた。総務担当高橋新平理事より① 2012 年度事業報告、財務担当矢沢勇樹理事より② 決算報告、監事渡邊文雄理事より③ 会計監査報告が各々行われ承認された。また、2013 年度事業計画（案）・予算（案）について両理事から説明がなされ承認された。

学会賞授与報告…総会終了後に平成 24 年度日本沙漠学会学会賞の審査報告（内規第 5 条・細則第 34 条）について審査委員会委員長吉川 賢理事より報告があり、豊田裕道学会長より高橋 悟会員に日本沙漠学会学会賞（「乾燥地における緑化技術と生産環境の整備に関する一連の研究」に対して）が授与された。

特別功労賞授与報告…学会賞授与後に特別功労賞の授与についての経緯（内規第 10 条特別顕彰）を学会賞審査委員会委員長吉川 賢理事より報告し、豊田裕道学会長より故相馬秀廣会員の奥様相馬早苗様に授与した。また、故片倉もとこ会員にはご家族様に郵送させて頂くことを総務担当から説明した。

◇総会資料

1. 2012年度事業経過・決算・会計監査報告

(1) 2012年度事業報告

1) 会務報告

a. 会員

2013年3月31日現在、会員数は以下の通り。

名誉会員：3名 正会員：329名

学生会員：60名 賛助会員：4社

購読会員：7機関

b. 会議

(a) 日本沙漠学会2012年総会

2012年5月26日(土) 帯広畜産大学(講義棟25番教室)にて開催した。

総会概要を「おあしす」No. 78(2012年6月)に掲載。

(b) 評議員会(第25回)

2012年4月20日 東京農業大学世田谷キャンパス(7号館1階木工室)において開催した。議事概要は「おあしす」No. 78(2012年6月)に掲載。

(c) 理事会

2012年度中に第104～108回理事会を計5回開催した。

第104回議事録を「おあしす」No. 74(2011年6月)に、第105回議事録は「おあしす」No. 79(2012年9月)に、第106回議事録は「おあしす」No. 79(2012年9月)に、第107回議事録は「おあしす」No. 80(2012年12月)に、第108回議事録は「おあしす」No. 81(2013年3月)に各々掲載した。

(d) 編集委員会

沙漠研究 Vol. 22, No. 1～Vol. 22, No. 4を編集し発行した。

2012年5月25日(金) 帯広市民ホール第1会議室にて編集委員会を開催した。

(e) 学会賞審査委員会

2012年度の学会賞審査委員会を2013年4月19日に開催した。

(f) 会則等改定委員会

会則等改定委員会を2012年9月10日成蹊大学にて開催した。なお、会則等改定の内容に関しては第106回理事会から検討を継続した。

(g) 事務業務効率化に関する検討委員会

事務業務効率化に関する検討委員会を2012年11月30日千葉工業大学で開催した。事務業務の効率化に関しては第106回理事会より検討を継続した。

2) 刊行物

a. 日本沙漠学会誌「沙漠研究」

Vol. 22 No. 1(2012年6月), Vol. 22 No. 2(2012年9月), Vol. 22 No. 3(2012年12月), Vol. 22 No. 4(2013年3月)

b. ニュースレター「おあしす」

No. 78(2012年6月), No. 79(2012年9月), No. 80(2012年12月), No. 81(2013年3月)

c. 日本沙漠学会講演要旨集(第23集, 第23回学術大会, 2012年5月26～27日)

d. Web更新と学会ホームページによる情報提供

学会ホームページによる活動状況に関する情報提供を行った。

学会総会, 分科会, シンポジウム, 関連学協会の催事等の開催案内と報告等をタイムリーに掲載し更新した。

3) 講演会及び研究会等の開催

a. 第23回学術大会:

2012年5月26日(土)～27日(日), 帯広畜産大学(講義棟25番教室)において, 一般研究発表(口頭発表22題, ポスター発表14題)を行った。26日では公開シンポジウム「北海道・十勝の環境緑化の取り組み」とエキスカージョンを行った。また, 27日には学会賞奨励賞(1名)授与式ならびに授賞者記念講演を行った。

b. DT11 (第 11 回国際沙漠技術会議) 開催のための協力:

2013 年 2 月 15 日 (金), TEXAS A&M Assistant Director, Ambassador Eric M. Bost 氏を迎えての打ち合わせを東京農業大学 7 号館 2 階生産環境工学科会議室にて開催した。

c. 2012 年度秋季シンポジウム:

2012 年 10 月 20 日 (土), 国際協力機構研究所 (JICA 研究所) 国際会議場において, 「NGO 活動の四半世紀ー回顧と将来への展望ー」をテーマにした 4 つの講演による秋季シンポジウムを開催した。参加者 64 名

d. その他

・公開シンポジウム:

第 58 回風に関するシンポジウム (主催: 日本地理学会, 共催: 日本沙漠学会, 2013 年 3 月 9 日 (土) 日本大学文理学部 3 号館)

4) 分科会等の活動

a. 沙漠工学分科会: (2013 年 3 月 31 日現在, 登録者数: 170 名)

会 長: 高橋 悟 (東京農業大学)

幹 事: 鈴木 伸治 (東京農業大学)

連絡先 (事務局): 〒 156-0054 世田谷区桜丘 1-1-1

東京農業大学 地域環境科学部 生産環境工学科

Tel: 03-5477-2351 Fax: 03-5477-2620

活動実績: 第 27 回分科会の講演会を 2013 年 1 月 23 日 (水), 東京農業大学世田谷キャンパスにて, 「乾燥地緑化への多様なアプローチ」を分科会講演テーマとし 4 題の具体的話題提供のあと議論を行った。開催にあたり沙漠工学分科会高橋悟会長より挨拶があり, ①「5-アミノレブリン酸の植物耐塩性向上効果ーケミカルコントロールは沙漠緑化に役立つか?ー」田中 徹氏 (SBI ファーマ(株)取締役執行役員), ②「藻類の遺伝子導入による有用植物の創出」渡辺 智氏 (東京農業大学応用生物科学部バイオサイエンス学科助教), ③「ジブチで採取した有用樹木種子の発芽および初期生育特性」橋 隆一氏 (東京農業大学地域環境科学部森林総合科学科助教), ④「黄土高原におけるテラス工法について」西野俊一郎氏 (国際農林業協働協会 JAICAF) の講演テーマで各々話題提供後, 議論した。また, 講演会終了時に本分科会幹事より, 平成 25 年度より高橋悟会長から田島 淳 (日本沙漠学会理事・東京農業大学地域環境科学部) 理事に交代する旨の説明があり提案がなされ承認を得た。参加者 65 名。

b. 乾燥地農学分科会: (2013 年 3 月 31 日現在, 登録者数: 200 名)

会 長: 的場 泰信

連絡先 (事務局): 〒 010-0195 秋田市下新城中野字街道端西 241-438

秋田県立大学・生物資源科学部・生物環境科学科気付

石川 祐一 Tel: 018-872-1620 Fax: 018-872-1677

E-mail: yu_ishikawa@akita-pu.ac.jp

活動実績: 「講演・国際交流等」, 「会報」, 「情報・出版」, 「研究開発」などのワーキンググループに分かれて調査, 研究, 実践活動を実施。2012 年 11 月 5 日に第 21 回講演会「東日本大震災からの復興と土壌修復への期待ー沙漠の技術を使った岩沼市での実証活動ー」を東北大学大学院農学研究科との共催で (話題提供者: 東北大学大学院南條正巳氏「被災と土壌修復」, 岩沼市市民経済部安住智行氏「復興事業と復興への期待」, 岩沼洋菜組合平塚静隆氏「土壌修復と菜の花プロジェクト」) を開催し, あわせて現地圃場見学会を行った。38 名の参加者を得た。分科会機関紙「CADAL ニュース」第 58 号を 3 月 10 日に発行, 204 部を分科会会員ならびに講演会参加者に配布した。分科会の活動状況をさらに広く情宣するための情報発信として, 分科会 Web ページを学会ホームページ下に移設した。また, メーリングリストを開設・運用している。関連する講演会・シンポジウムの開催および参加者の情報提供等に利用されている。

c. 沙漠誌分科会: (2013 年 3 月 31 日現在, 登録者数: 139 名)

会 長: 牛木 久雄 (元国際協力機構国際協力専門員)

連絡先 (事務局): 〒 603-8047 京都市北区上賀茂本山 457-4

総合地球環境学研究所

縄田 浩志 Tel : 075-707-2403 Fax : 075-707-2509

E-mail : nawata@chikyu.ac.jp

活動実績 : (1) 総合地球環境学研究所 (以下地球研) 「アラブ社会におけるなりわい生態系の研究—ポスト石油時代に向けて」プロジェクト, 同研究所「砂漠化をめぐる風と人と土」プロジェクトとの共催により, 分科会「サヘル地域における早魃と人間活動の変容」を2012年12月8日に総合地球環境学研究所にて開催した。門村浩 (東京都立大学・名誉教授) の基調講演「地球変動時代のアフリカ乾燥地研究—人間の安全保障と自然資源管理をめぐるいくつかの課題—西アフリカ・サヘルの場合を中心に」に続き, Abdelziz karamara (スーダン科学技術大学)・縄田浩志 (地球研) 「スーダンにおけるラクダ牧畜と自然資源の管理」, 石山俊 (地球研) 「不安定な降雨変動状況下におけるサヘル農耕民のなりわい」, 宮寄英寿 (地球研) 「サヘル地域における農耕民と牧畜民の相互関係の変容」, 石本雄大 (地球研) 「サヘル地域の農牧民のレジリアンス—食糧確保システムへの出稼ぎ導入—」が発表を行ったあと, 門村浩, 池谷和信 (国立民族学博物館) 両氏がコメントした。

(2) 奈良女子大学共生科学研究センターとの共催により「モンゴルにおける災害と人間活動の変容」を2013年4月14日に奈良女子大学にて開催した。尾崎孝宏 (鹿児島大学) 「自然環境利用としての土地制度に起因する牧畜戦略の多様性」, 上村明 (東京外国語大学) 「モンゴル国牧畜世帯における移動と生計」, 中村知子 (茨城キリスト教大学他) 「社会主義時代におけるモンゴルの雪害対策—制度と実践分析」が発表を行ったあと, 縄田浩志氏 (総合地球環境学研究所) および小宮山博氏 (国際農林水産業研究センター) がコメントした。

(* なお, (2) については諸般の事情により年度を跨いで開催した)

d. 風送ダスト研究会 : (2012年3月31日現在, 会員数 : 40名)

会長 : 三上 正男 (気象庁気象研究所)

連絡先 (事務局) : 〒305-0052 茨城県つくば市長峰1-1

気象庁気象研究所 環境・応用気象研究部

Tel : 029-853-8613 Fax : 029-855-7240

活動実績 : 2013年1月17日に, 九州大学応用力学研究所において, 第23回風送ダスト研究会を開催した。発表件数は10件, 参加者は約30名であった。

発表内容は発表順に以下の通りである。

- (1) 長田和雄 (名古屋大学) : 沈着する黄砂と通過する黄砂
- (2) 長島佳奈 (JAMSTEC) : 日本の年縞堆積物を用いた過去50年間のダスト沈積フラックス・供給源の変遷
- (3) 清水 厚 (国環研) : 気象庁黄砂とライダーで見た黄砂
- (4) 原由香里 (九州大学・応力研) : データ同化ダスト輸送モデルを用いたダスト沈着量に関する研究
- (5) 田中泰宙 (気象研) : 全球シミュレーションによるダスト変動
- (6) 黒崎泰典 (鳥取大学) : 気象台データ, 衛星画像, 現地調査で見たモンゴルのダスト発生
- (7) 三上正男 (気象研) : モンゴルにおけるダスト発生過程の観測
- (8) 鶴野伊津志 (九州大学・応力研) : 福岡市の黄砂情報システムの紹介
- (9) 植松光夫 (東京大学・大気海洋研) : W-PASS で判った黄砂の老化
- (10) 西川雅高 (国環研) : 環境標準物質 (NIES CRM No.30 : ゴビ黄砂) の開発の道のり

その後, 総合討論を行い今後の共同研究について議論を行った。

5) 国内外の研究者・関係機関との交流及び協力

a. Desert Technology 11 開催への協力。

b. APCSEET2013 (The 9th Asia Pacific Conference on Sustainable Energy & Environmental Technologies) 開催への協力。

c. 日本地球惑星科学連合での活動。

d. 日本学術会議農学委員会及び食料科学委員会への協力。

e. 地理学連携機構・地理関連学会連合への協力。

f. 風に関するシンポジウムへの後援。

(2) 2012 年度決算報告

日本沙漠学会 2012 年度決算 (案)

(2012 年 4 月 1 日～ 2013 年 3 月 31 日)

(単位：円)

	費 目	決 算 額	予 算 額	対予算額増減	摘 要
収 入 の 部	前年度繰越金	7,147,169	7,147,169	—	
	会 費	2,808,000	2,848,000	-40,000	
	1) 入 会 金	16,000	26,000	-10,000	正会員 5 名, 学生会員 11 名
	2) 正 会 員 費	2,392,000	2,352,000	40,000	245 名 (+過年度及び前納 54 名)
	3) 学 生 会 員 費	150,000	150,000	0	24 名 (+過年度及び前納 6 名)
	4) 購 読 会 員 費	50,000	70,000	-20,000	5 機関
	5) 賛 助 会 員 費	200,000	250,000	-50,000	4 社
	助 成 金	0	0	0	
	その他収入	469,942	680,000	-210,058	
	1) 別 刷 代	396,000	640,000	-244,000	Vol.21(4), Vol.22(2), Vol.22(3)
2) そ の 他	73,942	40,000	33,942	ICAL 清算金, 利息	
	合 計	10,425,111	10,675,169	-250,058	
支 出 の 部	加盟団体会費	10,000	10,000	0	日本地球惑星連合団体年会費
	学会誌発行費	2,059,015	2850,000	-790,985	
	1) 印 刷 費	1,668,240	2300,000	-631,760	Vol.21(4), Vol.22(2), Vol.22(3)
	2) 編 集 費	300,000	300,000	0	定額にて依頼
	3) 発 送 費	90,775	250,000	-159,225	発送手数料・郵送料 (EMS 4 件含む)
	活動準備金	367,596	505,000	-137,404	
	1) 大 会 預 託 金	81,815	200,000	-118,185	5/26 ~ 27 帯広畜産大学
	2) シンポジウム預託金	95,781	100,000	-4,219	秋季シンポジウム開催経費
	3) 分科会交付金	190,000	205,000	-15,000	3 分科会
	表 彰 費	10,500	20,000	-9,500	学会賞表彰状作成
	会 議 費	11,349	30,000	-18,651	評議員会・理事会経費
	事務運営費	307,752	700,000	-392,248	
	1) 通 信・輸 送 費	84,087	150,000	-65,913	振替手数料, 会費請求等郵送代
	2) 印 刷 費	78,525	200,000	-121,475	会議資料, 請求書等印刷
	3) 事 務 費	23,350	100,000	-76,650	消耗品費等
4) 人 件 費	101,000	200,000	-99,000	事務処理等手伝いバイト代	
5) 交 通 費	0	0	0		
6) 諸 雑 費	20,790	50,000	-29,210	Web サーバー管理費	
	(小 計)	2,766,212	4,115,000	-1,348,788	(経常費合計)
	予 備 費	0	200,000	-200,000	経常費の 5% 相当
	次年度繰越金	7,658,899	6,360,169	-1,298,730	
	合 計	10,425,111	10,675,169	-250,058	

貸借対照表

(2012年4月1日～2013年3月31日)

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
郵便振替口座	3,077,980	借入金	0
三菱東京UFJ銀行	4,542,452	次期繰越金	7,658,899
現金	38,467		
合計	7,658,899	合計	7,658,899

会計監査報告

日本沙漠学会2012年度会計報告に基づき、帳簿・帳票類を監査したところ、適正に運営されたことを確認いたしました。

2013年4月13日

日本沙漠学会 監事 安部 征雄

日本沙漠学会 監事 渡邊 文雄

2. 2013年度事業計画及び予算(案)

(1) 2013年度 事業計画(案)

1) 会務

a. 会員

2013年4月1日現在、会員数は以下の通り。

名誉会員：3名 正会員：303名

学生会員：49名 賛助会員：4社

購読会員：6機関

b. 会議

(a) 日本沙漠学会2013年度総会、2013年5月25日

広島大学 生物生産学部 / 大学院生物圏科学研究科 C棟にて開催。

(b) 理事会(第109回) 2013年4月19日(金) 東京農業大学世田谷キャンパス(7号館3共通製図室)において既に開催。他4回の開催。

(c) 評議員会(第26回) 2013年4月19日(金) 東京農業大学世田谷キャンパス(7号館3共通製図室)において既に開催。

(d) 総務委員会 適宜開催する。

(e) 財務委員会 適宜開催する。

(f) 編集委員会 適宜開催する。

(g) 企画委員会 適宜開催する。

- (h) 学会賞審査委員会 適宜開催する.
- (i) 会則等改定委員会 適宜開催する.
- (j) 事務業務効率化に関する検討委員会 適宜開催する.

2) 刊行物

- a. 日本沙漠学会誌「沙漠研究」Vol. 23 No. 1 (2013年6月), Vol. 23 No. 2 (2013年9月), Vol. 23 No. 3 (2013年12月), Vol. 23 No. 4 (2014年3月)
- b. ニュースレター「おあしす」No. 82 (2013年6月), No. 83 (2013年9月), No. 84 (2013年12月), No. 85 (2014年3月)
- c. 日本沙漠学会講演要旨集 (第24集).
- d. Web ニュースレターの適宜発行.
- e. 日本沙漠学会会員名簿の発行.
- f. 日本沙漠学会ホームページの適宜更新, 入会案内の更新.

3) 講演会の開催

- a. 第24回学術大会 2013年5月25日(土)～5月26日(日)
広島大学にて開催(研究発表会・総会・学会賞授与・シンポジウム・など).
- b. 秋季シンポジウム開催「沙漠地域での学際的研究の展開について」をテーマに2013年9月28日(土)東京農工大学(小金井キャンパス)にて開催予定.
- c. その他 適宜ミニシンポジウムを開催.

4) 分科会講演会等の活動

- a. 沙漠工学分科会
 - ・2013年12月に第28回沙漠工学分科会講演会を開催.
 - ・分科会会員と関連団体組織等との交流(共同研究など).
- b. 乾燥地農学分科会
 - ・2013年11月に分科会講演会を開催.
 - ・分科会機関紙「CADAL ニュース」の発行
 - ・Web ページ更新とメーリングリストによる情報交換と情報発信
 - ・分科会会員の交流
- c. 沙漠誌分科会
 - ・中央アジア, 熱帯沙漠をテーマ(仮)に分科会開催.
 - ・2012年度の分科会活動をふまえて秋にシンポジウムを開催.
 - ・ニュースレターを電子ファイルで発行.
 - ・HPの開設およびSNS活用した情報発信.
 - ・事務局担当者急逝の後の分科会体制の早期建て直しを実施.
- d. 風送ダスト研究会
 - ・第24回風送ダスト研究会の開催.
 - ・風送ダストに関する共同研究の実施.

5) 国内外の研究者・関係機関との交流及び協力

- a. Desert Technology 11 開催への協力.
- b. APCSEET2013 (The 9th Asia Pacific Conference on Sustainable Energy & Environmental Technologies) 開催への協力.
- c. 日本地球惑星科学連合活動への協力.
- d. 日本学術会議農学委員会及び食料科学委員会活動への協力.
- e. 地理学連携機構・地理関連学会連合活動への協力.
- f. その他 国内外の講演会等への参加をはじめとして研究者・関係機関との交流及び協力.
- g. 風工学シンポジウム(第23回)活動への後援.

6) その他本会の目的達成のための事業

- 必要な事業を随時開催.

(2) 2013年度 予算 (案)

日本沙漠学会 2013年度予算 (案)

(2013年4月1日～2014年3月31日)

(単位:円)

	費 目	予 算 額	前年度決算額	対前年度額増減	摘 要
収 入 の 部	前年度繰越金	7,658,899	7,147,169	—	
	会 費	2,955,000	2,808,000	147,000	
	1) 入 会 金	26,000	16,000	10,000	
	2) 正 会 員 費	2,424,000	2,392,000	32,000	正会員数 (2013.4.1 現在) 303 名
	3) 学 生 会 員 費	245,000	150,000	95,000	学生会員数 (2013.4.1 現在) 49 名
	4) 購 読 会 員 費	60,000	50,000	10,000	6 機関
	5) 賛 助 会 員 費	200,000	200,000	0	4 社
	助 成 金	0	0	0	
	その他収入	680,000	469,942	210,058	
	1) 別 刷 代	640,000	396,000	244,000	
2) そ の 他	40,000	73,942	-33,942	利息等	
	合 計	11,293,899	10,425,111	868,788	
支 出 の 部	加盟団体会費	10,000	10,000	0	日本地球惑星連合団体年会費
	学会誌発行費	2,350,000	2,059,015	290,985	
	1) 印 刷 費	1,800,000	1,668,240	131,760	「沙漠研究」年間4号発行
	2) 編 集 費	300,000	300,000	0	定額にて依頼
	3) 発 送 費	250,000	90,775	159,225	発送手数料・郵送料 (EMS 4 件含む)
	活動準備金	505,000	367,596	137,404	
	1) 大 会 預 託 金	200,000	81,815	118,185	学術大会開催経費
	2) シンポジウム預託金	100,000	95,781	4,219	シンポジウム開催経費
	3) 分科会交付金	205,000	190,000	15,000	
	表 彰 費	20,000	10,500	9,500	学会賞表彰状作成
	会 議 費	30,000	11,349	18,651	評議員会・理事会経費
	事務運営費	700,000	307,752	392,248	
	1) 通 信・輸 送 費	150,000	84,087	65,913	振替手数料, 会費請求等郵送代
	2) 印 刷 費	200,000	78,525	121,475	会議資料, 請求書等印刷
3) 事 務 費	100,000	23,350	76,650	消耗品費等	
4) 人 件 費	200,000	101,000	99,000	事務処理等手伝いバイト代	
5) 交 通 費	0	0	0		
6) 諸 雑 費	50,000	20,790	29,210	Web サーバー管理費	
	(小 計)	3,615,000	2,766,212	848,788	(経常費合計)
	予 備 費	200,000	0	200,000	経常費の5%相当
	次年度繰越金	7,478,899	7,658,899	-180,000	
	合 計	11,293,899	10,425,111	868,788	

3. 会則等改定

日本沙漠学会 会則等改定 改定前後対照表 (案)

今回の変更点は、「改定前」および「(新)改定後」のアンダーラインで示した部分であり、「改定前」の取り消しラインは削除部分を示す。

<会則>

改定前	(新) 改定後
日本沙漠学会会則	日本沙漠学会会則
(名称) 第1条 本学会は日本沙漠学会 (The Japanese Association for Arid Land Studies) と称する。	(名称) 第1条 本学会は日本沙漠学会 (The Japanese Association for Arid Land Studies) と称する。
(目的) 第2条 本学会は、沙漠に関する研究の発展と理解の深化に寄与するとともに、会員相互間の交流、ならびに国の内外を問わず、関係機関・団体との研究上の連絡、交流をはかることを目的とする。	(目的) 第2条 本学会は、沙漠に関する研究の発展と理解の深化に寄与するとともに、会員相互間の交流、ならびに国の内外を問わず、関係機関・団体との研究上の連絡、交流をはかることを目的とする。
(事業) 第3条 本学会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) 年会、分科会および講演会の開催 (2) 沙漠研究に関する情報の収集と交換 (3) 学会誌、会報などの刊行 (4) 学会賞の授与 (5) その他必要な諸事業	(事業) 第3条 本学会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) 年会、分科会および講演会の開催 (2) 沙漠研究に関する情報の収集と交換 (3) 学会誌、会報などの刊行 (4) 学会賞の授与 (5) その他必要な諸事業
(会員) 第4条 (1) 会員の種類 本学会は正会員、学生会員、賛助会員、団体会員、購読会員および名誉会員をもって構成する。 ①正会員：沙漠に関心を持つ個人で、所定の会費を納める者 ②学生会員：大学、大学院またはこれに準ずる学校に在籍する学生で、所定の会費を納める者 ③賛助会員：本学会の目的および事業に賛同し、所定の会費を納める個人または団体 ④団体会員：沙漠に関心を持ち、所定の会費を納める団体 ⑤購読会員：学会誌、会報の配布のみを受けるために入会した団体 ⑥名誉会員：本会の発展に著しい貢献をした者のうち、理事会が推薦し総会が承認した者 (2) 本会への入会 本学会へ入会を希望する個人または団体は、本会の定める手続きを経て会員となる。	(会員) 第4条 (1) 会員の種類 本学会は正会員、学生会員、賛助会員、購読会員および名誉会員をもって構成する。 ①正会員：沙漠に関心を持つ個人で、所定の会費を納める者 ②学生会員：大学、大学院またはこれに準ずる学校に在籍する学生で、所定の会費を納める者 ③賛助会員：本学会の目的および事業に賛同し、所定の会費を納める個人または団体 ④購読会員：学会誌、会報の配布のみを受けるために入会した団体 ⑤名誉会員：本学会の発展に著しい貢献をした者のうち、理事会が推薦し総会が承認した者 (2) 本学会への入会 本学会へ入会を希望する個人または団体は、本学会の定める手続きを経て会員となる。 <u>(3) 退会</u> 本学会を退会しようとするものは、本学会の定める手続きを経て退会する。
(会費) 第5条 年会費は、正会員 8,000 円、学生会員は 5,000 円、賛助会員および団体会員は一口につき 50,000 円、購読会員は 10,000 円とする。名誉会員については年会費を免除する。なお、入会時に入会金 1,000 円を支払う。	(会費) 第5条 年会費は、正会員 8,000 円、学生会員は 5,000 円、賛助会員は一口につき 50,000 円、購読会員は 10,000 円とする。名誉会員については年会費を免除する。なお、入会時に入会金 1,000 円を支払う。
(会員の権利) 第6条 会員は以下の権利を有する。 (1) 本学会の会員は、本学会のすべての事業に参加することができる。 (2) 本学会の正会員は、評議員の選挙権・被選挙権を有する。 <u>名誉会員は選挙権を有する。</u>	(会員の権利) 第6条 会員は以下の権利を有する。 (1) 本学会の正会員は、本学会のすべての事業に参加することができる。 (2) 本学会の正会員は、評議員の選挙権・被選挙権および総会における議決権を有する。 <u>(3) その他の会員の権利は別途定める。</u>
(役員) 第7条 本学会に次の役員をおく。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名以内 (3) 評議員 25名以上 30名以内 (4) 理事 10名以内 (5) 監事 2名	(役員) 第7条 本学会に次の役員をおく。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名以内 (3) 評議員 25名以上 30名以内 (4) 理事 10名以内 (5) 監事 2名

<p>(職務) 第8条</p> <p>(1) 会長は本学会を代表し、会務を総括する。 (2) 副会長は会長を補佐し、会長に支障がある場合はこれに代わる。 (3) 評議員は会長の諮問に応じる。 (4) 理事は理事会を構成し、本学会の事業の運営に当たる。 (5) 監事は会計を監査する。</p> <p>(役員の選任) 第9条 役員は正会員の中から選出される。</p> <p>(1) 評議員は正会員、名誉会員の投票により25名が選出される。 (2) 会長および理事8名は(1)で選出された評議員の互選により選出される。 (3) 会長は、(1)で選出された評議員に加えて正会員の中から5名を限度に評議員を選任することができる。 (4) 会長は(2)で選出された理事に加えて評議員の中から2名を限度に理事を選任することができる。 (5) 会長は評議員の中から副会長を選任する。 (6) 監事は理事会の推薦を経て、総会において承認される。 (7) 役員が事故その他の理由により役員を辞退しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。辞退した役員が、選出された評議員または理事の場合には、会長は選挙の際の次点者を繰り上げ評議員または理事とすることができる。また、選任された役員が辞退した場合は会長が新たに選任できる。</p> <p>(任期) 第10条 役員の任期は総会開催日までの3年間とする。ただし、再任されることができる。なお、第7条に定める同一役職において連続した任期は2期を限度とするが、評議員はこの限りでない。</p> <p>(細則および内規) 第11条 本学会の運営に関し必要な事項は、細則および内規において定める。その他定めのない事項については、理事会が別途定める。</p> <p>(会則の変更) 第12条 本会則の改廃は、総会の決議をうるものとする。</p> <p>付則</p> <p>(1) 本会則は1990年5月より発効する。(1990年5月18日制定) (2) 本会則は1993年5月より発効する。(1993年5月17日第8条の改正) (3) 本会則は1995年4月1日より発効する。(1995年5月20日第9条の改正) (4) 本会則は1996年4月1日より発効する。(1996年5月21日第4条の改正) (5) 本会則は1997年4月1日より発効する。(1997年5月31日第3,4,6,7,8条の改正) (6) 本会則は2000年4月1日より発効する。(2000年5月21日第6,8,9条の改正) (7) 本会則は2002年7月19日より発効する。(2002年7月19日第4条の改正) (8) 本会則は2003年5月10日より発効する。(2003年5月10日第3,4,7,9,10条、内規の改正) (9) 本会則は2006年5月27日より発効する。(2006年5月27日第4,5,6,7,8,9条、内規の改正) (10) 本会則は2007年5月19日より発効する。(2007年5月19日第4,5,9,11条、内規の改正)</p>	<p>(職務) 第8条</p> <p>(1) 会長は本学会を代表し、会務を総括する。 (2) 副会長は会長を補佐し、会長に支障がある場合はこれに代わる。 (3) 評議員は会長の諮問に応じる。 (4) 理事は理事会を構成し、本学会の事業の運営に当たる。 (5) 監事は会計を監査する。</p> <p>(役員の選任) 第9条 役員は正会員の中から選出される。</p> <p>(1) 評議員は正会員、名誉会員の投票により25名が選出される。 (2) 会長および理事8名は(1)で選出された評議員の互選により選出される。 (3) 会長は、(1)で選出された評議員に加えて正会員の中から5名を限度に評議員を選任することができる。 (4) 会長は(2)で選出された理事に加えて評議員の中から2名を限度に理事を選任することができる。 (5) 会長は評議員の中から副会長を選任する。 (6) 監事は理事会の推薦を経て、総会において承認される。 (7) 役員が事故その他の理由により役員を辞退しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。辞退した役員が、選出された評議員または理事の場合には、会長は選挙の際の次点者を繰り上げ評議員または理事とすることができる。また、選任された役員が辞退した場合は会長が新たに選任できる。</p> <p>(任期) 第10条 役員の任期は総会開催日までの3年間とする。ただし、再任されることができる。なお、第7条に定める同一役職において連続した任期は2期を限度とするが、評議員はこの限りでない。</p> <p>(細則および内規) 第11条 本学会の運営に関し必要な事項は、細則および内規において定める。その他定めのない事項については、理事会が別途定める。</p> <p>(会則の変更) 第12条 本会則の改廃は、総会の決議をうるものとする。</p> <p>付則</p> <p>(1) 本会則は1990年5月より発効する。(1990年5月18日制定) (2) 本会則は1993年5月より発効する。(1993年5月17日第8条の改正) (3) 本会則は1995年4月1日より発効する。(1995年5月20日第9条の改正) (4) 本会則は1996年4月1日より発効する。(1996年5月21日第4条の改正) (5) 本会則は1997年4月1日より発効する。(1997年5月31日第3,4,6,7,8条の改正) (6) 本会則は2000年4月1日より発効する。(2000年5月21日第6,8,9条の改正) (7) 本会則は2002年7月19日より発効する。(2002年7月19日第4条の改正) (8) 本会則は2003年5月10日より発効する。(2003年5月10日第3,4,7,9,10条、内規の改正) (9) 本会則は2006年5月27日より発効する。(2006年5月27日第4,5,6,7,8,9条、内規の改正) (10) 本会則は2007年5月19日より発効する。(2007年5月19日第4,5,9,11条、内規の改正) (11) 本会則は2013年5月25日より発効する。(2013年5月25日第4,5,6条の改正) (12) 団体会員の削除に伴い、新規入会者には必要に応じて団体会員の呼称を認め、その権能は賛助会員(団体)と同一とする。</p>
---	---

<細則>

改定前	(新) 改定後
日本沙漠学会 細則	日本沙漠学会 細則
<p>第1章 総会</p> <p>第1条 総会は日本沙漠学会の最高決議機関である。</p> <p>第2条 通常総会は年一回会長の招集により開催する。</p> <p>第3条 会長が必要と認めた時、または正会員の1/4以上の署名のある場合は臨時総会を開催する。</p> <p>第4条 総会は正会員の1/3以上の参加をもって成立する。ただし、委任状を含む。</p> <p>第5条 通常総会は事業計画・報告、予算案・会計報告、会則の改廃、その他重要な会務を審議し決定する。また、委託研究費の執行結果、細則の改廃、役員改選の報告を受け、これを承認する。</p> <p>第6条 総会の決議は出席者の過半数をもって決定する。承認も同様とする。</p> <p>第2章 役員選挙</p> <p>第7条 役員の改選に当たっては選挙管理委員会を設置する。</p> <p>第8条 選挙管理委員は会長が正会員の中から5名を指名する。</p> <p>第9条 選挙管理委員長は委員の中から互選する。</p> <p>第10条 選挙管理委員会は選挙に関する一切の業務を執行する。</p> <p>第11条 選挙の方法については、内規に定める。</p> <p>第12条 選挙管理委員会は新役員を総会において報告・承認の後に解散する。</p> <p>第3章 会計・経理</p> <p>第13条 会の運営は会費・寄付・公的補助金・事業収入等をもってこれに当てる。</p> <p>第14条 会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。</p> <p>第15条 会計の執行に関しては理事会において別途定める。</p> <p>第16条 委託研究費の目的が明確な費用については、理事会の決定に基づき執行し、結果について総会に報告する。なお、その10%を本会会計に繰り入れる。</p> <p>第4章 会費</p> <p>第17条 2年間以上会費を滞納した会員は会員としての権利を失う。</p> <p>第18条 会費の切れた会員に対しては、期限の切れた時点で督促状を発送し、会報・学会誌の発送を停止する。3年間以上会費を滞納した会員は退会したものとみなすことがある。</p> <p>第5章 会務分担</p> <p>第19条 理事の主たる会務分担は下記のとおりとする。</p> <p>総務</p> <p>(1) 会務全般の掌握・進行・整理に関する事項</p> <p>(2) 総会に関する事項</p> <p>(3) 評議員会・理事会の開催に関する事項</p> <p>(4) 国内外の関連学協会との連絡・交流に関する事項</p> <p>(5) 研究助成等に関する事項</p> <p>財務</p> <p>(1) 一般会計処理に関する事項</p> <p>(2) 財政強化に関する事項</p> <p>企画</p> <p>(1) 年会、シンポジウムに関する事項</p> <p>(2) 上記以外の学会の主催あるいは関与する集会、研究活動、事業の企画運営に関する事項</p> <p>(3) 分科会に関する事項</p> <p>(4) 一般社会に対する普及活動の企画・運営に関する事項</p>	<p>第1章 総会</p> <p>第1条 総会は日本沙漠学会の最高決議機関である。</p> <p>第2条 通常総会は年一回会長の招集により開催する。</p> <p>第3条 会長が必要と認めた時、または正会員および名誉会員の1/4以上の請求のある場合は臨時総会を開催する。</p> <p>第4条 総会は正会員および名誉会員の1/3以上の参加をもって成立する。ただし、委任状を含む。</p> <p>第5条 通常総会は事業計画・報告、予算案・会計報告、会則の改廃、その他重要な会務を審議し決定する。また、委託研究費の執行結果、細則の改廃、役員改選の報告を受け、これを承認する。</p> <p>第6条 総会の決議は出席者の過半数をもって決定する。承認も同様とする。</p> <p>第2章 役員選挙</p> <p>第7条 役員の改選に当たっては選挙管理委員会を設置する。</p> <p>第8条 選挙管理委員は会長が正会員の中から5名を指名する。</p> <p>第9条 選挙管理委員長は委員の中から互選する。</p> <p>第10条 選挙管理委員会は選挙に関する一切の業務を執行する。</p> <p>第11条 選挙の方法については、内規に定める。</p> <p>第12条 選挙管理委員会は新役員を総会において報告・承認の後に解散する。</p> <p>第3章 会計・経理</p> <p>第13条 会の運営は会費・寄付・公的補助金・事業収入等をもってこれに当てる。</p> <p>第14条 会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。</p> <p>第15条 会計の執行に関しては理事会において別途定める。</p> <p>第16条 委託研究費の目的が明確な費用については、理事会の決定に基づき執行し、結果について総会に報告する。なお、その10%を本会会計に繰り入れる。</p> <p>第4章 会費</p> <p>第17条 2年間以上会費を滞納した会員は会員としての権利を失う。</p> <p>第18条 会費の切れた会員に対しては、期限の切れた時点で督促状を発送し、会報・学会誌の発送を停止する。3年間以上会費を滞納した会員は退会したものとみなすことがある。</p> <p>第5章 会務分担</p> <p>第19条 理事の主たる会務分担は下記のとおりとする。</p> <p>総務</p> <p>(1) 会務全般の掌握・進行・整理に関する事項</p> <p>(2) 総会に関する事項</p> <p>(3) 評議員会・理事会の開催に関する事項</p> <p>(4) 国内外の関連学協会との連絡・交流に関する事項</p> <p>(5) 研究助成等に関する事項</p> <p>財務</p> <p>(1) 一般会計処理に関する事項</p> <p>(2) 財政強化に関する事項</p> <p>企画</p> <p>(1) 年会、シンポジウムに関する事項</p> <p>(2) 上記以外の学会の主催あるいは関与する集会、研究活動、事業の企画運営に関する事項</p> <p>(3) 分科会に関する事項</p> <p>(4) 一般社会に対する普及活動の企画・運営に関する事項</p>

編集

(1) 学会誌・会報・その他の出版物の編集・刊行に関する事項

学会賞

(1) 学会賞の選考に関する事項

第20条 会務分担を遂行するため会務委員会をおくことができる。会務委員会は会長より委嘱された正会員をもって構成する。また、会長は会務の相談にあずかる顧問を委嘱できる。

第6章 会務に関する会合

第21条 評議員会は会長が招集する。

第22条 評議員会は定数の1/3をもって成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。その決議は出席者の過半数をもって行う。

第23条 理事会はこれを会長が必要を認めたとときに招集する。

第7章 会員・入会・退会

第24条 本会に入会を希望する個人または団体は、その年の会費を添えて入会申込書を学会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

第25条 日本国外に連絡先を有する会員を海外会員とし、海外会員は別途通信費を負担する。

第26条 本会を退会しようとする者は書面などにて理事会に申し出なければならない。

第27条 会の名誉を著しく傷つけた者、また会の運営に著しい支障をきたした者は評議員会の決議を経て総会の決議にもとづいて退会させることができる。

第8章 分科会

第28条 本会は、本会の目的に添って個別分野の活動を強化するため、理事会の決議を経て必要な分科会を置くことができる。

第29条 分科会には、分科会の業務を円滑に運営するため、コーディネーター若干名を置く。

第30条 分科会の経費は、本会よりの交付金および委託研究費をもってこれにあてる。ただし、交付金の額は理事会で決める。

第31条 分科会は、予算案を理事会に提出し、適正に執行する。

第9章 学会賞

第32条 本会は、日本沙漠学会学会賞、日本沙漠学会学術論文賞、日本沙漠学会進歩賞、日本沙漠学会奨励賞、特別顕彰（功績賞、功労賞、感謝状）および学術大会ベストポスター賞の表彰を行う。各賞（ポスター賞を除く）の受賞候補者の推薦は、『おあしす』で会告する。なお、各賞の表彰規程等は、内規に定める。

第10章 細則の改廃

第33条 この細則の変更には評議員会の同意を要する。

第34条 本会は事務局を東京農業大学世田谷キャンパス内におく。

編集

(1) 学会誌・会報・その他の出版物の編集・刊行に関する事項

学会賞

(1) 学会賞の選考に関する事項

第20条 会務分担を遂行するため会務委員会をおくことができる。会務委員会は会長より委嘱された正会員をもって構成する。また、会長は会務の相談にあずかる顧問を委嘱できる。

第6章 会務に関する会合

第21条 評議員会は会長が招集する。

第22条 評議員会は定数の1/3をもって成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。その決議は出席者の過半数をもって行う。

第23条 理事会はこれを会長が必要を認めたとときに招集する。

第24条 理事会は、会長、副会長、理事、監事によって構成し、定数の1/3をもって成立する。ただし、委任状で出席に代えることができる。その決議は出席者の過半数をもって行う。なお、会長は必要に応じてオブザーバーを参加させることができる。

第7章 会員・入会・退会

第25条 本学会に入会を希望する個人または団体は、その年の会費を添えて入会申込書を学会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

第26条 日本国外に連絡先を有する会員を海外会員とし、海外会員は別途通信費を負担する。

第27条 本学会を退会しようとする者は書面などにて理事会に申し出なければならない。

第28条 会の名誉を著しく傷つけた者、また会の運営に著しい支障をきたした者は評議員会の決議を経て総会の決議にもとづいて退会させることができる。

第8章 分科会

第29条 本学会は、本学会の目的に添って個別分野の活動を強化するため、理事会の決議を経て必要な分科会を置くことができる。

第30条 分科会には、分科会の業務を円滑に運営するため、コーディネーター若干名を置く。

第31条 分科会の経費は、本学会よりの交付金および委託研究費等をもってこれにあてる。ただし、交付金の額は理事会で決める。

第32条 分科会は、予算案と活動計画ならびに決算と活動報告を作成し理事会に提出する。

第33条 分科会は会計に関する帳票類を整え、予算の適切な執行、管理をおこなう。

第9章 学会賞

第34条 本学会は、日本沙漠学会学会賞、日本沙漠学会学術論文賞、日本沙漠学会進歩賞、日本沙漠学会奨励賞、特別顕彰（功績賞、功労賞、感謝状）および学術大会ベストポスター賞の表彰を行う。各賞（ポスター賞を除く）の受賞候補者の推薦は、『おあしす』で会告する。なお、各賞の表彰規程等は、内規に定める。

第10章 細則の改廃

第35条 この細則の変更には評議員会の同意を要する。

第36条 本学会は事務局を東京農業大学世田谷キャンパス内におく。

付則	付則
(1) 本細則は1991年5月より発効する。(1991年5月18日制定)	(1) 本細則は1991年5月より発効する。(1991年5月18日制定)
(2) 本細則は1995年5月より発効する。(1995年5月17日第34条, 35条の改正)	(2) 本細則は1995年5月より発効する。(1995年5月17日第34条, 35条の改正)
(3) 本細則は1996年4月1日より発効する。(1996年5月21日第17条の改正)	(3) 本細則は1996年4月1日より発効する。(1996年5月21日第17条の改正)
(4) 本細則は1997年4月1日より発効する。(1997年5月31日第7,12,17,21条の改正)	(4) 本細則は1997年4月1日より発効する。(1997年5月31日第7,12,17,21条の改正)
(5) 本細則は1998年4月1日より発効する。(1998年5月15日第4,35条の改正)	(5) 本細則は1998年4月1日より発効する。(1998年5月15日第4,35条の改正)
(6) 本細則は2002年7月19日より発効する。(2002年7月19日第17条の改正)	(6) 本細則は2002年7月19日より発効する。(2002年7月19日第17条の改正)
(7) 本細則は2003年5月10日より発効する。(2003年5月10日第2,3,4,5,6,11,15,17,18,20,22,24,26,27,28,29,30条の改正)	(7) 本細則は2003年5月10日より発効する。(2003年5月10日第2,3,4,5,6,11,15,17,18,20,22,24,26,27,28,29,30条の改正)
(8) 本細則は2006年5月27日より発効する。(2006年5月27日第16,17,20,21,26,27,28,30,32,33,35条の改正)	(8) 本細則は2006年5月27日より発効する。(2006年5月27日第16,17,20,21,26,27,28,30,32,33,35条の改正)
(9) 本細則は2007年5月19日より発効する。(2007年5月19日第11条の改正)	(9) 本細則は2007年5月19日より発効する。(2007年5月19日第11条の改正)
(10) 本細則は2011年4月21日より発効する。(2011年4月21日学会賞に関する細則追加, 第9章, 第32条の改正)	(10) 本細則は2011年4月21日より発効する。(2011年4月21日学会賞に関する細則追加, 第9章, 第32条の改正)
	(11) 本細則は2013年5月25日より発効する。(第3, 4, 32条の改正, 第24, 33条の新規追加)

<内規>

改定前	(新) 改定後
日本沙漠学会内規	日本沙漠学会内規
第3条 団体会員に関する内規	第1条 会員年度に関する内規
(1) 団体に所属する個人5名まで登録できる。	会員資格の有効期限は6月1日から1年間とし、これを会員年度と呼ぶ。特に会員からの事前の申し出がない限り、会員資格は自動的に1年間更新されるものとする。ただし、学生会員については、事前の会員資格と会費納入が確認された場合のみ延長を認める。
(2) 学会誌・ニューズレターは、発行のつど登録人数分が登録先に一括配布される。	第2条 入退会に関する内規
(3) 学術大会等学会行事に正会員と同様に出席することができ、参加費は正会員と同等とする。	(1) 入会を希望するものは、入会の時期にかかわらず、その年度の会費を納入する。総務は財務と連携し、会費の納入を確認後、理事会に報告するとともに本人に入会承認を連絡する。
(4) 学会誌に無料で広告を掲載することができる。1口につき年1回無料とし、2回目以降は35,000円とする。完全版下を提出するものとし、学会にて版下を製作する場合は、実費を会員が負担する。	(2) 本学会を退会しようとするものは、当該年度までの会費を完納していなければならない。総務は財務と連携し、会費の納入状況を確認後退会届を受理し、年度末で退会とする。結果を理事会に報告するとともに、本人に受理を連絡する。
(5) 学会誌の巻末に、団体会員リスト(団体名・所在地・電話・FAX等)を掲載する。	第3条 学生会員に関する内規
(6) 団体会員の会費は、本部会計に帰属する。	評議員の選挙権、被選挙権および総会における議決権を有しないほかは、定めのない限り正会員と同等の権利を有する。
第4条 賛助会員に関する内規	第4条 賛助会員(個人)に関する内規
(1) 学会誌・ニューズレターは、発行のつど5部が配布される。	正会員と同等の権利を有する。
(2) 代表者5名までが、学術大会等学会行事に正会員と同様に出席することができ、参加費は正会員と同等とする。	第5条 賛助会員(団体)に関する内規
(3) 学会誌に無料で広告を掲載することができる。1口につき年1回無料とし、2回目以降は35,000円とする。完全版下を提出するものとし、学会にて版下を製作する場合は、実費を会員が負担する。	(1) 学会誌・ニューズレターは、発行のつど5部が配布される。
(4) 学会誌の巻末に、賛助会員リスト(会員名・所在地・電話・FAX等)を掲載する。	(2) 代表者5名までが、学術大会等学会行事に正会員と同様に出席することができ、参加費は正会員と同等とする。
(5) 賛助会員の会費は、その70%が会員の指定する分科会に配分される。	(3) 学会誌に無料で広告を掲載することができる。1口につき年1回無料とし、2回目以降は35,000円とする。完全版下を提出するものとし、学会にて版下を製作する場合は、実費を会員が負担する。
	(4) 学会誌の巻末に、賛助会員リスト(会員名・所在地・電話・FAX等)を掲載する。
	(5) 賛助会員の会費は、本部会計に帰属する。ただし、最大70%は会員の指定する分科会に交付金の一部として配分

第2条 名誉会員に関する内規

名誉会員推薦の基準は、会長、副会長経験者など役員を通算10年以上勤めた満65才以上の者とする。

第1条 評議員選挙に関する内規

- (1) 選挙は国内に連絡先を有する正会員、名誉会員により行われる。
- (2) 選挙にあたっては、正会員、名誉会員から事前に現評議員以外の候補者の推薦を受ける。10名以上の正会員、名誉会員からの推薦があった被推薦者の内、推薦者の多い被推薦者から順に5名（なお、5位に相当する者が複数の場合は会員歴のより古い者を、また会員歴が同一であった場合には年齢の高い者を候補者とする。以上によっても同一の場合には、くじ引きで候補者を決める。）以内を現評議員に加えて候補者（35名以内）とする。
- (3) 開票は正会員、名誉会員の立ち合いを認め、上位より25名を当選とする。
なお、25位に相当する者が複数の場合は会員歴のより古いものを、また会員歴が同一であった場合には年齢の高いものを当選とする。以上によっても同一の場合には、くじ引きで当選者を決める。
- (4) 選挙事務の手順については、理事会が別途定める。

第5条 日本沙漠学会学会賞、学術論文賞、進歩賞および奨励賞に関する内規

- (1) 日本沙漠学会学会賞は、本学会において学術かつ事業活動に顕著な業績を挙げた会員に授与する。
- (2) 日本沙漠学会学術論文賞は、「沙漠研究」に掲載された論文により乾燥・半乾燥地に関する学術上の顕著な業績を挙げた会員に授与する。
- (3) 日本沙漠学会進歩賞は、乾燥・半乾燥地に関する技術的、実践的な業績を挙げた会員または会員を含む団体に授与する。
- (4) 日本沙漠学会奨励賞は、乾燥・半乾燥地に関する萌芽的研究業績を挙げた会員に授与する。この場合の受賞者は、原則として、当該年度において35歳以下の会員とする。なお、35歳を超えた会員を奨励賞に推薦する場合には、その理由書を添付する。
- (5) 選考は、学会賞審査委員会（以下、審査委員会という）が行い、理事会の承認を経て、学術大会中に授与する。
- (6) 授賞は、原則として各賞について当該年度1件とする。
- (7) 受賞者に対しては、賞状を授与する。
- (8) 受賞候補者の推薦者は、候補者の業績および推薦書を推薦期限までに審査委員会（幹事）宛に郵送してなければならない。推薦者の資格は会員とし、「自薦」は含まない。なお、審査委員会の求めに応じて必要な資料を提出しなければならない。
- (9) 受賞候補者の関係者（論文共著者、指導教員など）に審査委員が含まれている場合は、審査の公正性・独立性の面からその審査委員にはなれない。なお、代替の委員は副会長もしくは理事から選ぶ。

第6条 特別顕彰に関する内規

- (1) 日本沙漠学会は、本学会の学術あるいは運営・活動・発展に貢献した会員、個人、団体等に対して、以下の特別顕彰（以下、顕彰）を行う。
 - ・功績賞：顕著な学術的功績を挙げた会員。
 - ・功労賞：原則15年以上の正会員歴を有する65歳以上の正会員で、長年に渡り本学会に功労した会

することができる。

第6条 名誉会員に関する内規

- (1) 名誉会員推薦の基準は、会長、副会長経験者など役員を通算10年以上勤めた満65才以上の者とする。
- (2) 名誉会員は評議員の被選挙権を有しないほかは、正会員と同等の権利を有する。

第7条 評議員選挙に関する内規

- (1) 選挙は国内に連絡先を有する正会員、名誉会員により行われる。
- (2) 選挙にあたっては、正会員、名誉会員から事前に現評議員以外の候補者の推薦を受ける。10名以上の正会員、名誉会員からの推薦があった被推薦者の内、推薦者の多い被推薦者から順に5名（なお、5位に相当する者が複数の場合は会員歴のより古い者を、また会員歴が同一であった場合には年齢の高い者を候補者とする。以上によっても同一の場合には、くじ引きで候補者を決める。）以内を現評議員に加えて候補者（35名以内）とする。
- (3) 開票は正会員、名誉会員の立ち合いを認め、上位より25名を当選とする。
なお、25位に相当する者が複数の場合は会員歴のより古いものを、また会員歴が同一であった場合には年齢の高いものを当選とする。以上によっても同一の場合には、くじ引きで当選者を決める。
- (4) 選挙事務の手順については、理事会が別途定める。

第8条 分科会交付金に関する内規

交付金は総会における予算承認後、分科会からの申請により交付・執行される。交付金に余剰が出た場合、年度末をもって本部会計に繰り入れる。

第9条 日本沙漠学会学会賞、学術論文賞、進歩賞および奨励賞に関する内規

- (1) 日本沙漠学会学会賞は、本学会において学術かつ事業活動に顕著な業績を挙げた会員に授与する。
- (2) 日本沙漠学会学術論文賞は、「沙漠研究」に掲載された論文により乾燥・半乾燥地に関する学術上の顕著な業績を挙げた会員に授与する。
- (3) 日本沙漠学会進歩賞は、乾燥・半乾燥地に関する技術的、実践的な業績を挙げた会員または会員を含む団体に授与する。
- (4) 日本沙漠学会奨励賞は、乾燥・半乾燥地に関する萌芽的研究業績を挙げた会員に授与する。この場合の受賞者は、原則として、当該年度において35歳以下の会員とする。なお、35歳を超えた会員を奨励賞に推薦する場合には、その理由書を添付する。
- (5) 選考は、学会賞審査委員会（以下、審査委員会という）が行い、理事会の承認を経て、学術大会中に授与する。
- (6) 授賞は、原則として各賞について当該年度1件とする。
- (7) 受賞者に対しては、賞状を授与する。
- (8) 受賞候補者の推薦者は、候補者の業績および推薦書を推薦期限までに審査委員会（幹事）宛に郵送してなければならない。推薦者の資格は会員とし、「自薦」は含まない。なお、審査委員会の求めに応じて必要な資料を提出しなければならない。
- (9) 受賞候補者の関係者（論文共著者、指導教員など）に審査委員が含まれている場合は、審査の公正性・独立性の面からその審査委員にはなれない。なお、代替の委員は副会長もしくは理事から選ぶ。

第10条 特別顕彰に関する内規

- (1) 日本沙漠学会は、本学会の学術あるいは運営・活動・発展に貢献した会員、個人、団体等に対して、以下の特別顕彰（以下、顕彰）を行う。
 - ・功績賞：顕著な学術的功績を挙げた会員。
 - ・功労賞：原則15年以上の正会員歴を有する65歳以上の正会員で、長年に渡り本学会に功労した会

員。

・感謝状：本学会の運営・活動・発展に貢献した個人、団体等。

- (2) 上記の顕彰は学会賞審査委員会（以下、審査委員会）においてその選考を行う。
- (3) 審査委員会は顕彰候補者を選び、選考理由を付して会長に報告する。
- (4) 審査委員が候補者に含まれていた場合には、審査委員から外れるものとする。その場合、副会長もしくは理事から1名を臨時審査委員として補充し、改めて選考を行う。
- (5) 会長は、審査委員会が選考した候補者について、理事会にて承認された場合、顕彰者として本人に文書で通知をする。
- (6) 授賞式は総会または総会終了後に行う。顕彰者には賞状等を授与する。

第7条 学術大会ベストポスター賞に関する内規

- (1) 本学会は、若手研究者の育成と本学会入会への動機づけのために、学術大会で優秀なポスター発表を行った若手会員に日本沙漠学会学術大会ベストポスター賞を会長名で授与する。
- (2) 受賞候補者は、原則として、当該年度において満35歳以下の発表者とし学部生、大学院生と大学院修了・中退後3年未満の者などとする。なお、受賞候補者は、会員で、かつポスターの説明者とし、第一著者でなくてもよい。さらに、当該年度において36歳以上の会員が受賞候補者としての選考を希望する場合には、その理由書を学会賞審査委員会（以下、審査委員会）（幹事）宛に郵送しなければならない。
- (3) 対象分野
本賞の対象分野賞は理系、複合系からそれぞれ1件を選出する。選考対象の発表がない場合は該当なしとする。なお、受賞候補該当者は、発表申込時に、どの系での審査を希望するか明記することとする。
- (4) 審査方法
・学会賞審査委員会から委嘱された採点者が行う。
・採点者は、学会に参加した理事会メンバー、評議員、編集委員、大会実行委員などから10名程度とする。ただし、共著者などは当該発表の採点に加わることはできない。
・採点者は、以下の2項目について、それぞれ6段階評価（0～5点）で採点し、その合計点（満点10点）をもって最終的な採点者の評価とする。
a. 研究内容（目的・意義、研究方法、結果・考察、成果、発展性など）
b. ポスター表現とポスターを用いての説明技術、熱意など
・採点者は、ポスター発表のコアタイム終了の10分前までに審査を終了し、採点用紙を学会賞審査委員会へ提出する。
・審査結果の集計は学会賞審査委員会が実施し、提出された採点者の平均評価値が最も高いものを受賞者とする。なお、同点の場合は研究歴の少ない者を選ぶ（学部生が一番下位である）。
- (5) 審査結果 審査結果の発表は、原則として大会中に行う。
- (6) 表彰授与 賞状は後日、受賞者へ郵送する。

付則

- (1) 本内規は1991年5月より発効する。（1991年5月18日制定）
- (2) 本内規は2003年5月10日より発効する。（2003年5月10日改正、団体会員に関する内規および賛助会員に関する内規の追加）
- (3) 本内規は2006年5月27日より発効する。（2006年5月

員。

・感謝状：本学会の運営・活動・発展に貢献した個人、団体等。

- (2) 上記の顕彰は学会賞審査委員会（以下、審査委員会）においてその選考を行う。
- (3) 審査委員会は顕彰候補者を選び、選考理由を付して会長に報告する。
- (4) 審査委員が候補者に含まれていた場合には、審査委員から外れるものとする。その場合、副会長もしくは理事から1名を臨時審査委員として補充し、改めて選考を行う。
- (5) 会長は、審査委員会が選考した候補者について、理事会にて承認された場合、顕彰者として本人に文書で通知をする。
- (6) 授賞式は総会または総会終了後に行う。顕彰者には賞状等を授与する。

第11条 学術大会ベストポスター賞に関する内規

- (1) 本学会は、若手研究者の育成と本学会入会への動機づけのために、学術大会で優秀なポスター発表を行った若手会員に日本沙漠学会学術大会ベストポスター賞を会長名で授与する。
- (2) 受賞候補者は、原則として、当該年度において満35歳以下の発表者とし学部生、大学院生と大学院修了・中退後3年未満の者などとする。なお、受賞候補者は、会員で、かつポスターの説明者とし、第一著者でなくてもよい。さらに、当該年度において36歳以上の会員が受賞候補者としての選考を希望する場合には、その理由書を学会賞審査委員会（以下、審査委員会）（幹事）宛に郵送しなければならない。
- (3) 対象分野
本賞の対象分野賞は理系、複合系からそれぞれ1件を選出する。選考対象の発表がない場合は該当なしとする。なお、受賞候補該当者は、発表申込時に、どの系での審査を希望するか明記することとする。
- (4) 審査方法
・学会賞審査委員会から委嘱された採点者が行う。
・採点者は、学会に参加した理事会メンバー、評議員、編集委員、大会実行委員などから10名程度とする。ただし、共著者などは当該発表の採点に加わることはできない。
・採点者は、以下の2項目について、それぞれ6段階評価（0～5点）で採点し、その合計点（満点10点）をもって最終的な採点者の評価とする。
a. 研究内容（目的・意義、研究方法、結果・考察、成果、発展性など）
b. ポスター表現とポスターを用いての説明技術、熱意など
・採点者は、ポスター発表のコアタイム終了の10分前までに審査を終了し、採点用紙を学会賞審査委員会へ提出する。
・審査結果の集計は学会賞審査委員会が実施し、提出された採点者の平均評価値が最も高いものを受賞者とする。なお、同点の場合は研究歴の少ない者を選ぶ（学部生が一番下位である）。
- (5) 審査結果 審査結果の発表は、原則として大会中に行う。
- (6) 表彰授与 賞状は後日、受賞者へ郵送する。

付則

- (1) 本内規は1991年5月より発効する。（1991年5月18日制定）
- (2) 本内規は2003年5月10日より発効する。（2003年5月10日改正、団体会員に関する内規および賛助会員に関する内規の追加）
- (3) 本内規は2006年5月27日より発効する。（2006年5月

<p>27日第1, 2, 3, 4条の改正)</p> <p>(4) 本内規は2007年5月19日より発効する。(2007年5月19日第1, 2条の改正)</p> <p>(5) 本内規は2011年4月21日より発効する。(2011年4月21日改正, 日本沙漠学会学会賞, 学術論文賞, 進歩賞および奨励賞, 特別顕彰および学術大会ベストポスター賞に関する内規の追加)</p>	<p>27日第1, 2, 3, 4条の改正)</p> <p>(4) 本内規は2007年5月19日より発効する。(2007年5月19日第1, 2条の改正)</p> <p>(5) 本内規は2011年4月21日より発効する。(2011年4月21日改正, 日本沙漠学会学会賞, 学術論文賞, 進歩賞および奨励賞, 特別顕彰および学術大会ベストポスター賞に関する内規の追加)</p> <p><u>(6) 本内規は2013年5月25日より発効する。(第1, 2, 3, 4, 5, 6, 8条の改正および新規追加)</u></p>
--	---

4. 学会賞の審査報告

平成24年度 日本沙漠学会学会賞

氏名：高橋 悟 会員

テーマ：乾燥地における緑化技術と生産環境の整備に関する一連の研究

5. その他

特別功労賞：故片倉もとこ 会員

故相馬 秀廣 会員

日本沙漠学会・第24回学術大会報告（大会運営委員会報告）

日本沙漠学会 第24回学術大会の報告

日本沙漠学会 第2回学術大会が広島県東広島市にある広島大学で、2013年5月25日（土）～26日（日）に開催されました。ここに、学術大会の様子を以下の通り報告いたします。

第24回学術大会

期日：2013年5月25日（土）～26日（日）

場所：広島大学

プログラム

5月25日（土）

研究発表会（口頭発表1）

理事会

ポスター発表

総会・学会賞授与式

公開シンポジウム

懇親会

5月26日（日）

学会賞受賞者記念講演

研究発表会（口頭発表2）

研究発表会（口頭発表3）

エクスカージョン

学術大会の概要

本学術大会では、口頭発表21題、ポスター発表8題の発題がありました。大先輩の真木先生には2件の口頭発表のほか、シンポジウムでも発表していただき、調査研究を愛してやまないその前向きな姿勢と、平素のご努力とご精励に、ただただ脱帽し大いなる感銘を受けました。鳥取大学、筑波大学、千葉工業大学、酪農学園大学、東京農業大学、成蹊大学、東京都市大学、東京大学からは若手の精力的な発題があり、これからの乾燥地研究を支えて行く若手の活躍に、大いに期待させられました。日本沙漠学会は、乾燥地研究において大きな役割を担っていることを実感させられます。その他、国際農林業研究センター（JIRCAS）や総合地球環境学研究所、宇宙技術開発株式会社から昨年に引き続き、数題の発表がありました。今後はさらに様々な機関から発表がなされるような広報活動ができればよいと思います。

学会賞

今回の学会賞受賞者は、「アフリカ乾燥地における緑化技術と生産環境整備の研究」が認められ、東京農業大学の高橋 悟さんが学会賞を受賞されました。沙漠緑化について、対象国の「風土」にあわせ、その「風土」にあう、あるいは、その「風土」を有効に利用した農業技術改善・改良・開発を行うという信念のもとで研究を進めてこられ、風土に基づく緑化、農業・農村開発を実施されてきたことが高く評価されました。アフリカ最貧国の風土と生活状況、農業の方法を調査し、貧しさの原因と考えられる天水農業による雑穀栽培を改善して、より高収穫の陸稲栽培の可能性を探り、さらに灌漑水不足に対応できる「連結ため池灌漑システム」を提案され、灌漑水の安定供給の確保を目指されました。その運用の可能性を検証すべく、半乾燥地における気象データをもとにシミュレーションを行い、有効であることがわかると、今度はアフリカの半乾燥地において実際に栽培実験を行い、このシステムが有効であることを実証されました。このことは、自然資源収奪型農業生産体系から、自然資源利用型農業生産体系への新たな展開を意味するものと思われます。

地道な風土調査、農業生産系調査、気象データに基づく検証による農業体型の新展開、沙漠緑化の新展開を感じる素晴らしい記念講演に、会場の誰もが深い感動と大いなる刺激を受けました。

ポスター賞

ポスター賞は、いずれも素晴らしい発表で、受賞者選出の判断が難しいところでした。研究の意義、ポスターのデザイン、説明の的確さなどを総合して、石本 雄大さん(総合地球環境学研究所：『半乾燥熱帯ザンビアにおけるセーフティネット —携帯電話活用の事例—』)がベストポスター賞として選ばれました。おめでとうございます。今回選ばれなかった方は大変残念でしたが、ポスター発表を未だおこなっていない若手も含め、再度チャレンジして、是非、ポスター賞を狙って欲しいと思います。

一般公開シンポジウム

一般公開シンポジウムは、「地球は沙漠とオアシスの星！」と題して、いろいろな沙漠とオアシスについて講演・討論しました。世界にはいろいろな沙漠があり、それぞれに個性的かつ魅力的です。また、沙漠研究の観点や方法も決して一括りに括れるものではなく、研究者のチャレンジ精神をくす



いろいろな沙漠の実情に驚きながら食い入るように聞く参加者。(写真：田島淳氏(東京農業大学)提供)

ぐってきました。本シンポジウムでは、このような沙漠にまつわるワクワク感やドキドキ感を一般市民と共有することを目的に5題の講演を用意しました。ここでは、われわれの生活から遠くて近い沙漠の実情や、地球で最も乾燥した南極沙漠でのサバイバル、黄砂発生源での奮闘などが生々しく語られ、一般市民の方々の中には、その現状を初めて目にした人も少なくなかったようです。さらに、そもそも水には困らないはずの海も、その大半は沙漠のように生物生産が低いので、人工的に海のオアシスをつくろうとしていること、そして、太陽光が届かない暗黒の深海沙漠に突如として異界のような深海オアシスが存在することなど、沙漠研究の範囲が陸上だけでなく海洋にまで広がるというロマンを発信し、一般市民の方々だけでなく沙漠研究をされている皆さまの心も大きく揺さぶることを期待して企画致しました。(シンポジウムで発表して下さったの方々には、ここで改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。)御蔭様で、一般市民の方々約30名のご出席をいただきました。ありがとうございました。

「沙漠」が単に水が少ないということではなく、水が少ない=生命に必要な物が少ない=生物生産が少ない、そういう場所全てを表していることを改めて感じて頂くことで、これからの沙漠研究に、新しい視点を加えて頂ければ大変嬉しく存じます。そして、これから益々重要になってくる沙漠研究が、若い世代を中心にさらに発展し、世界のあらゆる場所・場面で貢献していけることを願っています。

<公開シンポジウム題目および発表者>

『沙漠のいろいろ、いろいろな沙漠』真木太一(筑波大学、九州大学名誉教授)

『沙漠で生まれる空の微生物』牧 輝弥(金沢大学)

『極寒にして極乾の南極沙漠』伊村 智(国立極地研究所)

『海の表層砂漠と表層オアシス』井関和夫(広島大学名誉教授)

『深海沙漠と深海オアシス』長沼 毅(広島大学)

※牧さんには「そらなっとう」を沢山ご持参くださいました。来場の皆様も初めての「そら」からの納豆に驚き、そして、喜んでいらっしゃいました。ありがとうございました。

懇親会

懇親会では、東広島市西条の「水」で造る西条酒をはじめ、各地のお酒を愉しんでいただき、地方の田舎である東広島市西条がみなさまの心の「オアシス」となれるよう準備致しました。まずは、日本酒で乾杯!そこからは、各自、お気に入りの酒瓶をテーブルに囲い込み、日本酒談義を通じて、お互いの交流を深めていただけたよう



日本酒で乾杯.そして西条酒をはじめ、各地の日本酒を飲み比べながらの懇親会.すっかりご機嫌の錚々たるメンバー!(写真:田島淳氏(東京農業大学)提供)

にと思いますが、いかがでしたでしょうか？ 西条酒を造る「水」について、奇跡の水、といわれるその「水」とその「水」にあった「酒造り技術」については、翌日のエクスカーションで、ガイドさんにしっかりと説明していただきました。

エクスカーション

エクスカーションでは、西条の酒蔵周辺に湧き出る「水」が、実は酒造りに不利な軟水（～硬度の低い中硬水）であったことから、その西条の「水」に適した醸造方法を作り出したことで、灘、伏見に並ぶ酒都西条となった歴史（酒蔵）を巡り、「水」と「酒造り」、「風土」と「当時の人々の生活」について話を聞きながら、蔵ごとに違う「水」と「日本酒」を味わって頂きました。そこの自然に適した方法を開発することで栄える可能性があることの一例として、沙漠研究にさらに活かしたら、との願いを込めて企画しました。



「名水」と「酒蔵」巡り。造り酒屋の看板として杉の葉を束ねて軒先に吊るし、その年の酒造りと酒造の神（松尾様）のご加護を願う杉玉について説明を聞いている様子。青々とした真新しい杉玉が吊るされると新酒が出来た目印。やがて杉の葉は茶色に変わっていくが、これが新種の熟成具合を物語るとも言われる。（写真：田島淳氏（東京農業大学）提供）

本大会実行委員会は、広島大学の人員2名で組織されました。当学会経験の浅い実行委員長と全くない実行委員の二人でしたので、学会会長をはじめ学会事務局の方々に、質問責め、という大変失礼なことをしてしまいました。が、皆さまのご親切な対応のおかげで、なんとか大会を開催することができ、無事終了することができました。大会当日は、もたつく受付を率先して手伝って頂きました。ありがとうございました。さすがに、広大で過酷な沙漠研究をなさっている方々、御心は広大でありながら、行動は機敏で無駄がないものと感服いたしました。ここに改めて、お詫びとお礼を申し上げたいと思います。色々にご迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。そして、本当にありがとうございました。

西の果てのような広島の中の田舎町西条にお越し下さり、本大会を盛り上げて下さった全ての皆様に、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。（第24回学術大会実行委員・厚井晶子・長沼 毅（広島大学））

2013年 日本沙漠学会秋季シンポジウム

沙漠学会秋季シンポジウム 「砂漠地域での学際的研究の発展について」

開催日時：2013年9月28日（土）13：00~17：00

開催場所：東京農工大学小金井キャンパス内 科学博物館3階 講堂

<http://www.tuat.ac.jp/~museum/old/CONTENTS/2010/chizu.html>

講演

- 13：00～ 開会挨拶 日本沙漠学会会長 豊田 裕道
- 13：05～13：50 「中央アジアの人間と自然の相互作用の歴史的変遷」
総合地球環境学研究所 窪田 順平 教授
- 13：50～14：35 「筑波大学北アフリカ研究センターでの取り組み」
筑波大学北アフリカ研究センター 磯田 博子 教授
- 休憩 15分
- 14：50～15：35 「中近東でのマングローブ植林活動」
(NGO) マングローブ植林行動計画 向後 元彦 代表
- 15：35～16：20 「ブラジル・アマゾン地域での学際的研究」
東京農工大学 山田 祐彰 講師
- 休憩 10分
- 16：30～17：00 総合討論 「学際的研究を組織すること」
- 17：30～ 情報交換会（13号館5階 505号室）参加費 2,000円

賛助会員・団体会員名簿

アースアンドヒューマンコーポレーション	194-0041	町田市玉川学園 8-3-23	Tel：042-710-7661
株式会社ウイジン	158-0097	世田谷区用賀 2-12-14	Tel：03-3700-0531
株式会社大林組技術研究所	204-8558	清瀬市下清戸 4-640	Tel：0424-95-1060
コスモ石油株式会社	105-8528	港区芝浦 1-1-1	Tel：03-3798-3505
